

未来



郵政産業ユニオン
PIWU
全労協・郵政産業労働者
ユニオン長崎中郵支部
機関紙・「みらい」
NO. 4141
21年4月13日(火)
Tel・Fax 095-828-1953

裁判をたたかい終えて 原告4名の今の思いは

おはようございます。

4月8日の郵政ユニオン
集団訴訟長崎訴訟の記者会
見には多くの報道陣が詰め
かけ、夕方のニュースや翌
日の新聞に大きく取り上げ
られました。
今日の未来は裁判の原告
となった組合員4名の方の
裁判をたたかい終えて現在
の心境を掲載します。

高齢の母を扶養し集配の
仕事と介護をしながらの生
活は金銭的にも厳しい状況
でした。
組合の仲間から期間雇用
社員と正社員の格差は正の
20条裁判の集団訴訟の話
を頂き提訴することになり
ました。何度か進行協議を重
ねる間に、格差を強く感じ
るようになりました。

ユニオンの仲間そして中
川弁護士に対しての気持ち
もとてもうれしく、私とし
ては満足な和解が出来た
と思います。
そして他の非正規社員も
同じような境遇の方もいら

つしやると思いません。会社
がこれからの処遇改善をど
のようにしていくのか見守
りながら私も少しでも力に
なりたくと思っています。
(小谷明弘)

長崎における集団訴訟は、
2021年3月30日に和
解が成立しました。これに
より私を含む4名の原告に
先的一次訴訟で最高裁が違
法と認めた扶養手当や住宅
手当等が支払われること
になりました。

しかしそれは原告に限ら
れたものです。私たちが何
故会社に対して訴えを起こ
したのかと言うと、202
0年4月14日の意見陳述
で述べた様に全国で働く2
0万の非正規の仲間の待遇
改善の為です。単なる過去
分請求の裁判と違っている
者は一人もいません。
そういう意味で、念願で
あった和解条項6「被告は、
期間雇用社員の待遇改善に
真摯に努めることを表明す
る」は大きな成果だと思っ
ています。



非正規社員の立場は弱く、
会社に対して物申すことは
とても勇気が必要で容易な
事ではありません。私たち
がここまで闘ってこれたの
は、多くの支援者、そして
同じ職場の郵政ユニオンの
メンバー達のおかげです。
会社に対しては、一日で
も早く、皆が納得できる待
遇改善。真の同一労働同一
賃金を実施していただきた
いと思っています。
(原田芳博)

正直裁判を始めるに当た
り、いつ頃までかかるのか
な？被告側も提訴した要件
について、納得しないだろ
う！これは長い闘いになる
なと思っています。
しかしながら私の予想に
反して、被告側は大筋認め
て、和解に応じる事を表明
した事にホッとした事が、
正直な気持ちです。

何故こんなに早く被告側
も解決したかったのですよ
うか？かんぽ生命の不正契
約問題や特定局長の横領問
題など、会社内部の事件が、
次から次へと発生し問題山
積状態で、これ以上世間に
会社の恥を晒したくないの
が、会社幹部の考えではな
いのかと思えてならないで
す。

今回の民事裁判は、和解
で成立させ、お金さえ払え

ばその後の事はどうにでも
なるという裏の考えがある
ように私は思えてなりません。



最後に今回の民事裁判の
勝訴は、やっとスタートラ
インに立ったに過ぎないと
思っています。これから先
組合、組合員、組合OB、
非正規社員の総合力を結集
し、格差是正問題を解決し
ていきましょう。
(福井浩一郎)

この度の集団訴訟へ参加
した理由はさきに20条裁
判へ訴訟を起こした11名
の期間雇用社員の皆様の意
志に触れ、若干なりとも応
援活動へも参加させていた
だいているうちに、同じ期
間雇用社員で働く者の自分
自身の立場としても決して
他人事ではないという思い
で行動した結果です。

我々期間雇用社員自身が
不満を抱えていることに関
してはなかなか言いにくい
環境ではありますがすぐに
結果は出ないにしても意思

を示して自分達から声を上
げていかないと非正規社員
の待遇改善にはいつまで経
つても結びつかないし、さ
きの11名の原告だけの主
張として終わらせては何の
意味もなく、全国の郵政で
働く他の期間雇用社員も同
じように正社員との待遇格
差には不満を抱きながら仕
事をしていくということ
をわかっていただきたく参加
しました。黙っているとい
うことは不満はありません
と意思表示しているような
ものです。



jpg/labor/labor151.jpg

同一労働同一賃金がすぐ
にでも実現できるとも思っ
てないし、何もかもが正社
員と同じにすることは不可
能と思いますが、少しずつ
でも期間雇用社員の待遇改
善で気持ちよく頑張れるよ
うな職場になることを目指
して今回の裁判への参加も
含めて自分にできることは
行動していこうと思います。
(日野高嗣)

中間と競争せず、弱い立場の入り共に団結して闘おう。
期間雇用社員の待遇改善を主眼とした正社員化を。めげず、均等待遇を。なにより差別！ ユニオンは労働法裁判に勝利した！